

# 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給事業

## 【概要】

- 戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する企業のうち、融資期間内に一定数以上雇用を増加させることを誓約したのに対して、協議会に参加する金融機関で国が指定したものが融資を行う場合に、利子補給を行う。
- 利子補給は当該融資の1.0%を上限とする(利子補給の期間は最長5年間、1件あたりの対象融資限度額10億円)。例えば、基準金利1.55%の場合に1.0%の利子補給を行うことにより、0.55%の利率で受けることができる。

<厚生労働省>



① 利子補給事業の活用を含む事業構想書を提出

② 第三者委員会の評価を経て、プランを選抜

③ 金融機関の指定及び融資に係る利子補給契約を締結

⑦ 利子補給契約に基づく利子補給金の支払

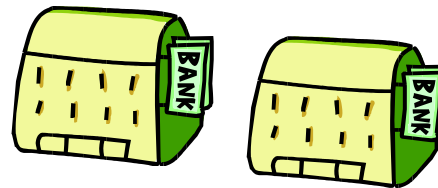
都道府県

④事業の実施

<協議会>

自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関、労働者団体、労働局・経産局 等

<指定金融機関>



対象事業所

⑤低利融資

例: 1.55% → 0.55%

⑥利払い

例: 1.55% → 0.55%

※ 指定金融機関になるためには、協議会への参加が必要。

※ 融資額10億円の場合、1%(1,000万円)分負担が軽減される。

一定数以上の雇用増